

ハウジングサービス利用規約

第 1 章 総 則

(利用規約の適用)

第 1 条 株式会社ネット・コミュニケーションズ(以下「当社」といいます。)は、ハウジングサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づきハウジングサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は本規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

(本規約の適用範囲)

第 2 条 本規約は、利用者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に通知(当社ホームページへの掲載を含み、以下同様とします。)する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第 3 条 当社は、利用者の承諾を得ることなく必要に応じて本規約を変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページに掲載するほか、登録された電子メール又はその他当社が適当と認める方法により利用者に通知します。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の規約が適用されるものとします。

2 本規約の変更は、利用者に通知された時点で効力が生じ、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

(サービスの提供区域)

第 4 条 本サービスの提供区域は日本国内とします。

(用語の定義)

第 5 条 本規約においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- ・ データセンター・・・本サービス提供のためのサーバマウント専用施設
- ・ IP アドレス・・・インターネットプロトコルに基づいて定められるアドレス

第 2 章 本サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第 6 条 本サービスは、お客様または当社所有のサーバを信頼性の高いコンピューター通信専用ビル(データセンター)内に設置し、接続回線、電源、空調等の設備を提供するものです。

2 本サービスは、利用者の特定の目的に適合すること、利用者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りが無いこと、自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

3 利用者は自己の責任において、本サービスを利用もしくはサーバメンテナンスするために必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他の設備を保持管理するものとします。

(サービスの提供条件)

第7条 契約者は、本サービスごとに使用するドメイン名及び当社で付与する IP アドレスを申し出て頂きます。契約者は申し出たドメイン名及び IP アドレスを使用して本サービスを利用するものとします。

2 利用契約が終了した後は、契約者は当社が提供した IP アドレスを利用することはできません。

3 ドメイン名及び IP アドレスは、契約者が厳重に管理するものとし、これらの不正利用により、当社あるいは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとします。また契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。また、契約者は、ドメイン名あるいは IP アドレス等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、契約者に、当社のホームページ等で別途定める各種オプションサービスを提供します。

5 各種オプションサービスの利用料金および算定方法については、当社のホームページ等で別途定める通りとします。

(利用責任者)

第8条 本サービスの利用にあたり、契約者は予め利用責任者を選任し、当社に書面で届け出るものとします。利用責任者が交代したときは、直ちに当社に書面で通知するものとします。

2 利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、サーバ、ネットワーク利用の円滑な運営に協力するものとします。

(権利の譲渡等の制限)

第9条 契約者は、本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

(非常事態時の利用の制限)

第10条 当社は、天災、地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他の公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

第3章 サービスの中止

(サービスの中止)

第11条 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する虞がある場合、当社の設備の保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または障害等やむをえないときには、本サービスの全部または一部を中止することができるものとします。

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス中止の期間

を通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第4章 本サービスの停止

(提供停止)

第12条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 第7条(サービスの提供条件)の規定に違反したとき
- (3) 第38条(データセンタの環境維持)の規定に違反したとき

- (4) 以下の態様において本サービスを利用したとき
- (ア) 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (イ) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (ウ) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (エ) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
 - (オ) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (カ) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (キ) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (ク) 第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (ケ) IDあるいはパスワードを不正に使用する行為
 - (コ) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (サ) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
 - (シ) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為
 - (ス) わいせつ、児童ポルノまたは幼児虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (セ) 無限連鎖講を開設またはこれを勧誘する行為
 - (ソ) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - (タ) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (チ) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれがあるメールを送信する行為
 - (ツ) 有償、無償を問わず、他者に本サービスの全部または一部を享受できる機会を当社所定の契約方法に従わず提供する行為
 - (テ) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (ト) ドメイン名の利用に関し、ドメイン設定機関が作成する規則・規約（名称の如何を問いません）等に違反する行為
 - (ナ) 当社が本サービス提供のために使用、または提供するソフトウェアに関して、別途定める使用条件に違反する方法で使用する行為

(5) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します

第5章 本サービスの終了

（本サービスの終了）

第13条 当社は、次の場合には本サービスを終了することがあります。

- (1) 経営上、技術上などの理由により、本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり、本サービスの運営が事実上不可能になったとき。
- (2) その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。
 - 2 この場合、利用者に事前に通知あるいは告知します。

第6章 禁止行為

(禁止事項)

第14条 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 本サービスの一部又は全部に関して、第三者に対して使用許諾、賃貸、移転、頒布その他一切の権利移転、権利許諾を行う行為。
- (2) 他のサービス等への組込み、付属、又は付加価値サービスとしての利用行為。
- (3) ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳等を試みる行為。
- (4) サーバー等または同ネットワーク環境に存在するサーバー、システム等への不正アクセス行為。
- (5) その他当社が不相当と判断する行為。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第15条 当社は、本サービスの利用中に発生した利用者又は第三者の利用機会の逸失、業務の中断、又はあらゆる種類の損害（直接損害、間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含みます。）に対して、一切の補償・賠償を行いません。

ただし、当社の故意により生じた損害である場合は、この限りではありません。

2 利用者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、利用者は自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任をも負担させないものとします。また、利用者と第三者との間に生じた紛争により、当社に損害が生じた場合には、利用者は当該損害を当社に対して賠償するものとします。

第8章 契約

(契約申込)

第16条 本サービスの利用希望者は、当社所定の契約申込書（利用申請書）を提出することによって申し込むものとし、当社が受理し許諾した場合に利用を開始できるものとします。

2 契約の申込において、本人確認のための資料を提出していただくことがあります。

(契約の単位)

第17条 契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。

2 当社は、本規約の他、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに、特約を遵守するものとします。

(契約の成立)

第18条 当社が本サービスの申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した書面により通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。

2 契約申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。

3 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの申込をした者が第12条（提供停止）第1項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 本サービスの申込をした者が過去において第24条（提供停止）第1項各号のい

ずれかに該当したとき

- (3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
 - (4) 本サービスの申込をした者が指定した支払い口座が、収納代行会社又は金融機関等により利用の差し止めが行われているとき
 - (5) 申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき
 - (6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
4. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(契約期間)

第19条 本サービスの最低契約期間は、第18条(契約の成立)第1項に定める利用開始日から起算して2年間とします。ただし、契約者にてサーバコンピュータを準備する場合には1年間とします。

(契約内容の変更)

第20条 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合には、当社が別途定める方法により変更を申込むものとします。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

3 第1項の申込があった場合に、技術的に困難である等、当社の業務遂行上支障がある場合には申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

(契約者の名称等の変更)

第21条 契約者は、以下の各号に変更があったときは、速やかに当社に届け出るものとします。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 当社に届け出た請求書送付先に関する事項

2 前項の届け出があったときは、当社はその届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

(契約者の地位の承継)

第22条 契約者である個人が死亡したとき、利用契約は終了します。

2 契約者である法人が合併したとき、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後14日以内に、当該承継法人に書面により通知をし、利用契約の再契約が解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

(契約者が行う利用契約の解除)

第23条 契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の日の1か月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が1か月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から1か月を経過する日に生じるものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第24条 当社は、次に掲げる事由があるとき、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第12条(提供停止)第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 第12条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

第9章 利用料金

(利用料金)

第25条 本サービスの料金は、料金表のとおりとします。

(料金等の支払義務)

第26条 契約者は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 第12条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間が第19条(契約期間)の規定に満たない場合は、残月数分の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の一括支払を要するものとします。

(料金等の計算方法)

第27条 契約者の支払う料金は、毎月、暦月に従って計算した料金の額とします。

2 利用開始月の料金の額は、第18条(契約の成立)にて記載される利用開始日からの日割計算(月額サービス料金÷30日×利用開始日から当月末までの利用日数[小数点以下切捨て])の額と初期費用の合計の額とします。

3 契約の解除(契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)の日が暦月の末日以外の場合でも、当該月の料金の額は、当該月における本サービス所定の月額料金の額とします。

(料金等の支払方法)

第28条 契約者は、利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

(1) 口座振替決済方式の場合、契約者は、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日に、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。

(2) 請求書決済方式の場合、契約者は、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うものとします。

2. 契約者と前項の集金代行業者との間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(割増金)

第29条 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(延滞損害金)

第30条 契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(割増金等の支払方法)

第31条 第29条(割増金)及び前条(延滞損害金)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

(消費税)

第32条 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法（平成6年法律第109号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第10章 データ等

（データ等の取り扱い）

第33条 本サービスにおけるデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。また通信内容に関しても一切の保証はしないものとします。

（データ等のバックアップ）

第34条 オペレーティングシステム、設定ファイル、データ等のバックアップはありません。（別途、オプションサービスを契約される場合を除く。）なお、当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧に対応するため、契約ディレクトリ内のデータを複写及び保管することがあります。

第11章 設備機器等

（機器等の設置）

第35条 本サービス利用のためデータセンターへ設置する設備機器等は、契約者がその費用を負担し、契約者の責任において用意するものとします。

2 契約者は、本サービス利用のためデータセンターへ設置する設備機器等の情報をサービス利用開始の14日前までに、当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。

（機器等の搬入）

第36条 当社は、契約者が持ち込んだ設備機器等に不備が発見された場合、契約者の設備機器等を返送する場合があります。この場合、返送のための作業費及び運送費は契約者が負担することとします。

（機器等の撤去）

第37条 契約者は、契約期間中に必要のあるとき又は利用規約が終了したとき、契約者の設備機器等の全部を契約者の責任において撤去することとします。

2 当社は、契約者の要請があるとき、その他必要がある場合には、契約者の費用負担を条件に、契約者の設備機器等を契約者へ返送することができるものとします。

3 事由のいかんを問わず利用契約が終了した際、契約者が設備機器等を引き取らない場合には、当社は当該設備機器等を廃棄あるいは換価処分することができるものとします。

（データセンター環境維持）

第38条 契約者は、データセンターに発火発煙、異常な発熱、異常な温度又は湿度の変化、その他データセンターの環境に影響を及ぼすいかなる設備機器等も設置できないものとします。

2 データセンターに温度湿度の変化をもたらす恐れのある設備機器等を発見した時は、当社は契約者に事前の通知をすることなく、その原因となった設備機器等を契約者に返送、設置場所を移動あるいは廃棄できることとします。この場合、その費用は、契約者の負担とします。

3 契約者がサーバセンター内に設置した設備機器等から発生した損害については、契約者

が損害賠償の責任を負担するものとします。

第 1 2 章 情報の保護

(通信の秘密)

第 3 9 条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、契約者が第 1 2 条(提供停止)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

(個人情報等の保護)

第 4 0 条 当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他のものの個人情報であって前条第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外のものから間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

2 当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外のものに開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

3 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有するものから照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第 2 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。

5 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。ただし、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならない時は、当該情報を消去しないことができるものとします。

第 1 3 章 免責等

(免責)

第 4 1 条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

(責任の制限)

第 4 2 条 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかった場合は、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して 72 時間本サービスを利用できなかったとき、または 1 料金月に合計 120 時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、契約者からの請求により、その料金月における料金額を限度として損害の賠償をします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 か月を経過する日までに当該請求をしなかった

ときは、契約者はその権利を失うものとします。

（自己責任の原則）

第43条 契約者は本サービスの利用に伴う、事業、業務、またはその他一切の営利・非営利活動に関して、もしくは発信、または掲載するコンテンツ、広告、またはソフトウェア等、その他一切の発信情報に関して他者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または他者からクレームが通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

2 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせた時は、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第14章 雑則

（分離性）

第44条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

（準拠法）

第45条 本規約の成立、効力、解釈及び履行は日本国法に準拠するものとします。

（管轄裁判所）

第46条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（協議事項）

第47条 本規約に定め無き事項が生じた場合には、本規約の主旨に従い誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

付則

この利用規約は、平成18年7月1日から実施します。